一般社団法人日本ビルヂング協会連合会定款

一般社団法人　日本ビルヂング協会連合会定款

平成 25．4．1制定
平成 29．6．8改正

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人日本ビルヂング協会連合会（以下「本会」という。）と称し、英文では、Japan Building Owners and Managers Association（略称ＪＢＯＭＡ）という。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

２　本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本会は、ビルの経営管理等に関する総合的な調査研究及び普及啓発並びに会員相互の情報交流等の諸活動を行い、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) ビルの経営、建設、管理及び需給動向等に関する調査研究
(2) ビルの安全性、快適性等の向上及び都市空間の利用に関する調査研究
(3) ビルの経営管理等に関する指針等の策定並びに提言及び意見の具申
(4) 講習会、研修会及び講演会の開催
(5) 広報誌及び図書の刊行
(6) 諸外国における事例・情報の収集及び国際交流のための活動

(7) 関係団体の行う諸事業に対する協力
(8) その他本会の目的を達成するために必要な事業
2　前項の事業は、全国にわたり行うものとする。

第３章　代議員等

（法人の構成員）
第５条　本会は、次の会員により構成される。
(1)　団体会員　地方ビルヂング協会（以下「地方協会」という。）
(2)　普通会員　地方協会に所属する会員
(3)　特別会員　地方協会が存在しない地域における、ビルの所有者又はその管理者
2　本会の、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員は、概ね普通会員数４につき１の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。なお、端数は切り上げる。この場合において、普通会員数は、４年ごとに行われる代議員選挙を実施する年の４月１日現在の普通会員数とする。
3　代議員を定めるため、地方協会は所属の普通会員により代議員選挙を行う。地方協会は、代議員選挙のために必要な規程を整備し、本会に報告しなければならない。
4　代議員は、普通会員の中から選ばれることを要する。普通会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
5　第３項の代議員選挙において、普通会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
6　第３項の代議員選挙は、４年に１度、実施することとし、代議員の任期は選任の４年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が法人法に定める社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないものとする。）。
7　前項ただし書きの規定は、代議員が所属する団体会員の退会により普通会員資格を喪失した場合において準用する。

8　地方協会は、代議員が辞任、退会及び死亡したときは、後任者を選出しなければならない。後任者として選出された代議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

9　普通会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(5) 法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

10　理事、監事は、本会に対し任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての普通会員の同意がなければ、免除することができない。

（入会）

第６条　本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第７条　本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、団体会員は、入会許可と同時に入会金を納入し、入会後は、会費を納入しなければならない。

2　入会金及び会費の額並びに支払方法は、総会において別に定める。

3　理事会において本会の事業活動に関して、臨時の費用が必要と認めたときは、団体会員はその支出に充てるため理事会が決定した臨時会費を納入しなければならない。ただし、その決定後初めて開催される総会において承認を得なければならない。

（拠出金品の不返還）
第８条　既納の会費その他の拠出金品は、返還しないものとする。

（任意退会）
第９条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第 10 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。
(1) 本会の名誉を棄損し、又は本会の目的に反する行為があったとき
(2) この定款その他の規則に違反したとき
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき
２　前項の場合、総会の１週間前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）
第 11 条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 総社員の同意
(2) 死亡又は解散
(3) 会費を２年以上滞納したとき

第４章　総会

（構成）
第 12 条　総会は、すべての代議員をもって構成する。
２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
３　普通会員は、総会に出席することができる。

（権限）
第 13 条　総会は、次の事項について決議する。

(1) 定款の変更
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 団体会員の経費負担の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
(5) 会員の除名
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)
第 14 条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)
第 15 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
2　総代議員の議決権の５分の１以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)
第 16 条　総会の議長は、会長がこれに当たる。
2　会長に事故があるときは、代表理事である副会長、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、代表理事以外の副会長がこれを代行する。

(議決権)
第 17 条　総会における議決権は、代議員１名につき１個とする。

(決議)
第 18 条　総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席者の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 会員の除名

(3) 監事の解任

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3　総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって表決し、又は代理人に評決を委任することができる。この場合は、その代議員は出席したものとみなす。

（議事録）

第 19 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び出席した代議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 5 章　役員

（役員の設置）

第 20 条　本会に、次の役員を置く。

(1) 理事　２０名以上３０名以内

(2) 監事　２名以内

2　理事のうち 1 名を会長とし、5 名以内を副会長とし、1 名を専務理事、2 名を常務理事とする。

3　会長の他副会長のうち 1 名をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 21 条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長及び代表理事たる副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐する。

４　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を統括する。

５　常務理事は、専務理事を補佐し、本会の業務を分担処理する。

６　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 23 条　監事は､会計及び財産の状況並びに理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

２　監事は、理事会において、必要があるときは意見を述べなければならない。

（役員の任期）

第 24 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第 20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の報酬等）

第 25 条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、実費の支弁を妨げないものとする。

（顧問等）

第 26 条　本会に任意の機関として、顧問及び参与を若干名置くことができる。

２　顧問は、本会の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。

３　参与は、本会の運営に関して必要な専門的事項について、会長の諮問に応ずる。

４　顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

５　顧問及び参与の任期は、役員に準ずる。

第６章　理事会

（構成）

第 27 条　本会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 28 条　理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第 29 条　理事会は、会長が招集する。

２　会長に事故があるときは、代表理事である副会長が理事会を招集する。

３　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、代表理事以外の副会長が理事会を招集する。

４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 30 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

２　前条第２項及び第３項の規定は、議長について準用する。

（決議）

第 31 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、決議しようとする事項に関し、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該事項につき異議を述べたときを除く。）は、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 32 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第７章　資産及び会計

（事業年度）

第 33 条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 34 条　本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

３　第１項の事業計画書及び収支予算書は、総会においてその内容を報告しなければならない。

（事業報告及び決算）

第 35 条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けな

ければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章　定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条　本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第38条　本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第39条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 40 条　本会の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章　補則

（委員会）

第 41 条　本会に、業務に関する専門事項を審議するため委員会を置くことができる。

２　委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（事務局及び職員）

第 42 条　本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には事務局長及び所要の職員を置く。事務局長の選任及び解任は、理事会の承認を得て会長が行う。

３　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この定款の施行後最初の代議員は、第５条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

4　本会の最初の理事は、別表のとおりとする。

　社団法人日本ビルヂング協会連合会の理事全員は、一般社団法人の設立登記の日を以って退任(任期満了)するものとする。

5　本会の最初の代表理事は髙木丈太郎及び畑中誠とする。

6　本会の最初の業務執行理事は、伴襄及び岡本圭司とする。

別表

会長	髙木丈太郎
副会長	畑中　誠、伊藤義郎、岡谷篤一、佐藤博之
副会長兼専務理事	伴　襄
常務理事	岡本圭司
理事	渡辺静吉、富山修一、冨吉紀夫、栗原賢一、 吉田勘兵衛、大松利幸、山田岩男、山本隆文、 長谷川　茂、森本啓久、森田　功、永山久人、越智秀信、 森糸繁樹、蔵野八郎